明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律施行規則（法務四三）　一

〔規　則〕
○会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則の一部を改正する規則（会計検査院四）　三

〔告　示〕
○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件（政治資金適正化委一七）　三
○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を公告する件（同一八）
○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人証票を亡失した旨の書面の提出があったので、その旨を公告する件（同一九）　四
○土地家屋調査士法第三条第二項第一号の規定による研修の指定に関する件（法務一六一）
○アフガニスタン・イスラム共和国における小児感染症予防計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合児童基金との間の書簡の交換に関する件（外務一七五）
○富山県及び石川県の一部の地域における国税に関する申告期限等を指定する件（国税庁一三）
○令和六年能登半島地震による災害に関し、租税特別措置法第八十六条の五第一項の規定に基づき国税庁長官が定める日を定める件において、別途国税庁告示で定めることとされている日を定める件（同一四）
○富山県及び石川県の一部の地域における事業主掛金及び企業型年金加入者掛金に関する納付の期限を指定する件（厚生労働二一七）
○富山県及び石川県の一部の地域における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を指定する件（同二一八）
○令和六年度における労働保険事務組合に対する報奨金の交付の要件に係る算定の基準となる日の延長期日を定める件（同二一九）
○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通五一〇～五一二、五一六、五一七）
○直轄砂防工事を施行する件（同五一三～五一五）
○洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を変更した件（中国地方整備局六二）　四

〔国会事項〕　四
〔人事異動〕
財務省　愛知県　札幌市　横浜市　名古屋市　堺市　五
〔叙位・叙勲〕　七
〔地方自治事項〕　九
〔公　告〕
諸事項　九
官庁
建設業の許可の取消処分関係　九
裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、特別清算、再生、所有者不明関係　九
特殊法人等
令和六年能登半島地震における個人型年金加入者掛金及び中小事業主掛金に関する個人型年金規約第八七条の二第二項、第八七条の三第二項及び第八七条の四第二項に規定する国民年金基金連合会が定める日を指定する件関係　九
会社その他　九

省　令

○法務省令第四十三号

性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第十一条、第十八条第一項、第二十六条第一項第二号及び第三号、第二十七条第一項及び第二項第三号並びに第四十二条並びに性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律施行令（令和六年政令第百八十一号）第二条第二項の規定に基づき、性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律施行規則を次のように定める。

令和六年六月十四日

法務大臣　小泉　龍司

性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律施行規則

目次

第一章　総則（第一条―第三条）　一
第二章　消去命令（第四条）　二
第三章　消去等の手続（第五条―第十一条）　三
第四章　不服申立て等（第十二条―第二十一条）　三
附則　三

第一章　総則

（目的）

第一条　この規則は、性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（以下「法」という。）及び性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律施行令（次条及び第二十一条において「令」という。）の委任に基づく事項を定めることを目的とする。

（定義）

第二条　この規則において使用する用語は、特別の定めがある場合を除き、法及び令において使用する用語の例による。